

第7章

特許庁における業務改善の取組

1. デザイン経営

(1) デザイン経営プロジェクト

2017年度に経済産業省・特許庁が開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」において取りまとめた「『デザイン経営』宣言」において、行政においても「デザイン経営」を実践していくことの必要性が提言された。これを受け、特許庁では、2018年8月に「デザイン統括責任者(CDO)」を設置するとともに複数の「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営を実践。

特許庁デザイン経営プロジェクト
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/index.html



①I-OPENプロジェクト

社会課題解決に取り組むスタートアップ企業、非営利法人、個人等のプレーヤーが、知財やビジネスに精通した専門家の伴走支援を受け、知財を活用しながら、社会課題解決を目指すプロジェクト。本プロジェクトの成果を、2025大阪・関西万博で世界に情報発信することを計画。

I-OPENプロジェクト
<http://www.i-open.go.jp>



- 2023年度は、新たに公募した上記プレーヤーに上記伴走支援を提供するとともに、これまでの支援実績を踏まえ、社会課題解決に取り組む際に役立つ知財に関する知識や支援スキルを検証。それらに関連した講義動画の拡充、情報発信を実施。また、知財を活用して社会課題の解決に取り組む者同士がコミュニティを形成するためのプラットフォームづくりを実践しながら、コミュニティの輪を更に広げるために教育機関・地域拠点等との連携も模索。

②中小企業支援に関する取組

中小企業支援を共通項に、「デザイン経営と知財の普及啓発」及び「商標制度の普及啓発」の2テーマで活動を実施。

中小企業のためのデザイン経営ハンドブック2
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/chusho_2.html



- デザイン経営と知財の普及啓発活動として、2023年7月に『中小企業のためのデザイン経営ハンドブック2～未来をひらくデザイン経営×知財～』及びデザイン経営実践支援ツール「デザイン経営コンパス」を公表。また、「デザイン経営コンパス」の普及と改良を行うため、2024年2～3月に全国5地域の自治体・支援機関等と同ツールを活用したワークショップを共催。
- 商標制度の普及啓発活動として、商品やサービスの名前（商標登録されたもの）に込められた経営者の想いや背景にあるストーリーを紹介するメディア「わたしのStoryMark」を2023年10月にリリー

デザイン経営コンパス
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/compass.html



わたしのStoryMark
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/storymark/index.html



スし、2024年3月までに16本の記事を公開。また、想いを込こめたネーミングを体験するワークショップも実施。

③ダイバーシティ＆インクルージョンに関する取組

特許庁において、組織の多様性や包摶性を追求しながら、職員一人一人が働きがいと働きやすさを感じられる環境の実現に向けた活動を実践。

- 2023年度は、特許庁職員一人一人の自主的なキャリアビジョンの形成を促進すべく、庁内外関係者へのインタビュー活動を実施。また、職員が今後の目標や課題を整理しキャリアビジョンを視覚化するためのツールを考案。本活動は、省内の優れた取組として経産大臣表彰を受賞。
- 国際的な取組に貢献すべく、世界の知財庁や国際機関の間で、メンターとメンティーのパートナーシップを構築し、グローバルなIPネットワークの形成を促進する米国特許商標庁（USPTO）主導の試行プログラム（Global Mentoring Pilot）に参加。

ダイバーシティ＆インクルージョンの推進

<https://www.jpo.go.jp/news/diversity/index.html>



④福島県における知的財産の創出に関する取組

福島県で活動する事業者などのプランディングの強化や新規産業の創出に向けた知的財産の創出活動を支援。

- 2023年度は、デザイン思考を用いて、福島県内で活動する企業等が抱える知的財産の根本的な課題・ニーズをインタビュー等により抽出し、効果的な支援策のあり方を検討。

2. 特許庁の情報システムにおける取組

（1）特許庁のシステム開発

庁外ユーザーや庁内職員の利便性向上に向けて、電子出願システムをはじめ、様々な業務に情報システムを導入してきた。今後も、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」（2022年10月改定）に基づいてシステム構造の抜本的見直し等のシステム開発を予定。

- 2023年には、特許・実用新案で99.0%、意匠で93.9%、商標で84.7%の電子出願率を達成。
- 2024年1月、申請手続きのデジタル化のサービス開始。

「特許庁業務・システム最適化計画」の「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」への統合について

https://www.jpo.go.jp/system/laws/seisaku/gyomu/system_tougou.html



（2）特許庁業務におけるAI技術の活用に向けた取組

「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（以下、アクション・プラン）に基づき、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性を検証。

- 2022年度までの取組の結果を踏まえアクションプランを改定し、アクション・プラン（令和6年度改定版）を策定。
- 生成AIの爆発的な進歩に対応するため、生成AIの特許行政事務の適用の可能性についても検討予定。

特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プランの令和6年度改定版について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2024.html